

講 演

中国の製造物責任法

梁 慧 星
小口彦太 共訳
陶 雲 明

- 1 ま え が き
- 2 製造物に関する中国民法の規定
- 3 中国製品質量法
- 4 日中両国の製品物責任法の比較
- 5 結 び

本誌に掲載する梁慧星氏（中国社会科学院法学研究所教授）の二本の論稿は、早稲田大学比較法研究所・同法学部・法学研究科と中国社会科学院法学研究所との間の学術交流協定にもとづく日中法律交流シンポジウムでの報告原稿である。今回は日中両国の不法行為法の比較研究を課題とし、中国側からは梁慧星氏の以下に掲載する二本の報告がなされ、日本側からは、日本の製造物責任法について浦川道太郎法学部教授による、また交通事故損害賠償法については田山輝明法学部教授による報告がなされた。日本側の両教授の報告の内容は、中国の法律雑誌に掲載される予定である。なお、この共通論題とは別に、王家福前社会科学院法学研究所所長（現在全国人民代表大会常務委員会委員で、全国人民代表大会法律委員会の委員）による「中国市場経済下の立法状況」という論題での報告がなされた。あわせて記しておく。（小口彦太）

1 ま え が き

中国は「改革開放」の前に長期にわたって、高度の中央集権的計画経済体制をとってきた。経済の発展がひどく制約され、長年にわたって残っている問題の一つはその商品の不足であって、消費者への法律上の保護は重視されられな

かった。1979年から1982年にわたって、前法制委員会が作成した四つの民法草案には製造責任に触れた条文がなかった。1985年以前に発表した民法の著作や論文などでは製品の欠陥による損害の民事責任に全く言及していない。

80年代の前半、経済体制の改革と対外開放の実行によって、市場経済は大いに発展した。多種の家電、化学製品、化粧品、いろいろな飲料品等が大量に生産され、消費財の需要を満足させると同時に、深刻な社会問題を産み出すようになった。製品の欠陥による人身と財産の損害が度々発生している。一部の会社がさかんに粗製濫造し、劣悪品を合格品と偽り、偽物を本物と偽って、広範囲に消費者の人身、財産に損害を与えている。それにつれて、立法者が米国の厳格責任と EC の関連製造物責任の規定を参考とし、1986年民法通則第122条に製造物責任についての原則規定を取り入れた。この条文は中国製造物責任法の雛形でもある。

製品質量法は1986年4月5日に公布された工業製品質量責任条例を基礎として1989年以来起草が開始された。本法は1993年2月22日公布され、同年9月1日より施行された。製品質量法第四章は民法通則第122条にもとづき、製造物責任を規定したものであり、現行の製造物責任法をなしている。

2 製造物に関する中国民法の規定

1 民法通則

中国民法通則（1986年4月12日公布，1987年7月1日施行）は実際には民法典のような地位に相当する。民法通則には9章156条を内容としている。各章の標題は次の通りである。

第一章 基本原則，第二章 自然人，第三章 法人，第四章 民事法律行為と代理，第五章 民事権利，第六章 民事責任，第七章 訴訟時効，第八章 涉外民事関係の法律適用，第九章 附則。

2 不法行為に関する民法通則の規定

中国民法通則は第六章で契約違反の責任と不法行為の責任を統合して、民事責任と称す。現行法規によれば不法行為は一般不法行為と特殊不法行為に分け、前者は過失責任とし、後者は無過失責任或は推定過失責任とする。

一 一般不法行為

一般不法行為は、民法通則の第106条第2項に定義され、公民、法人が故意・過失によって国家、集団の財産を侵害し、他人の人身、財産を侵害したときは、

民事責任を負わなければならない。これは日本民法の第709条に当たる。

二 特殊不法行為

7種類の特種不法行為が民法通則の第六章第三節に規定された。それは、第121条の国家機関と国家公務員の不法行為責任、第122条の製造物責任、第123条の高度的な危険作業責任、第124条の公害責任、第125条の公共場所での作業による他人への損害責任である。第126条の建築物責任は日本民法の第717条に当たる。第127条の動物管理責任は日本民法の第718条に当たる。このうち、第126条は推定過失責任で、その他は無過失責任である。

3 民法通則第122条とその解釈

一 法律条文

不合格の製品により、他人の財産、人身に害をもたらしたとき、法に基づいて製品の製造者と販売者が民事責任を負わなければならない。運送者、倉庫保管者がそれに関する責任がある場合、製造者、販売者は前者に賠償を請求できる。

二 裁判実務でとられている解釈

本条が称する製品とは、動産を指し、電力を含む。農業、漁業、畜産業の製品と未加工の狩猟物は含まれない。

「質量不合格」について

「質量不合格」と言う文言は言葉づかいが適切でなく、立法の本旨とあわない。これは製造物責任法でいう「欠陥」(defect)の概念を用いて解釈すべきである。製品が消費者の人身、財産に対して危険性を具え、また消費者が製品を使用する時に期待できる安全性と合致しないものとして理解する。

責任原則について

本条は製造者と取次販売者に対し、無過失責任を採用しているものとして認識されている。同時に運送者と倉庫保管者に対しては、過失責任を採用していると定めている。

3 中国製品質量法

1 製品質量法起草の主要な原因

一 80年代の後半に入ると、一部分の違法生産者と経営者が利益を不正に追求することによって、「偽物、ブランド盗用品、変造品、劣悪品」を盛んに製造し、販売していた。それは、人民の生命、財産の安全を著しく害い、しかもこ

のような社会問題が抑制されていなかっただけでなく、さらに深刻になっていた。

二 民法通則第122条の規定は簡単すぎて、文言も当を得ていなかった。解釈適用に困難をもたらし、効果が充分に発揮できなかった。

2 製品質量法の構成とその内容

注意する必要があるのは、製品質量法が製品質量に関する行政管理、行政責任、刑事責任と民事責任の規定を一つの法律——「製品質量法」に置いているということである。第一章の総則、第二章の製品質量への監督管理、第三章の製品質量に関する製造者、販売者の責任と義務、第四章の損害賠償、第五章の罰則から成り全部で51条がある。その第四章の損害賠償には瑕疵担保責任と製造物責任の二つの民法制度が含まれている。

製品質量法の起草中、私は國務院法制局で開催された会で異なった立法提案をしたが採用されなかった。その提案は製品質量管理法を制定し、製品質量の行政管理と行政処分ほかに刑事責任を規定すると同時に、ECの立法形式を参考して、中国の製造物責任法を制定し、草案中の瑕疵担保責任の内容を当時改正中だった経済契約法の中に取り入れるという内容であった。

3 製品質量法の特色

私法に属する第四章を除いて、大部分の内容が公法に属する。これは立法者が公法と私法の区別を重視しなかったことを物語っている。この行政、民事、刑事を一つの法律の中に一括規定する立法形式は、製品質量の問題を多面的にコントロールしようとして考えだした政策によるものであろう。

4 製品質量法第四章の製造物責任に関する規定

製品質量法第四章中の第29条から第34条まで全部で6か条の条文で、中国現行の製造物責任法を構成し、製造物責任を規定する。

第29条第1項は生産者の無過失責任を、第29条第2項は免責事由を、第30条は取次販売者の過失責任を規定する。第31条は、被害者が選択権を有することを規定する。生産者に賠償を求めてもよいし、販売者に求めてもよい。第32条は賠償の範囲を規定し、第33条第1項は求償の時効を2年と規定し、第2項は求償権がその欠陥製品を交付されてから10年を過ぎると効力を失うことを規定する。第34条は欠陥の定義を規定する。

4 日中両国の製品物責任法の比較

1 適用対象

中国製品質量法第2条

本法が称する「製品」とは、加工、製作を経て、販売を目的とする製品で建築工事は含まれない。

日本製造物責任法第2条

この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

日中両国の製造物責任法はともに適用する範囲を動産に限っている。未加工の農産物、狩猟物を含めないことは明示していないが、この法律において、「加工、製作」という言葉が使われていることから、未加工の農産物と狩猟物を排除していると解釈して差し支えない。電力などのエネルギーに適用されるかどうか、規定していない。

2 欠陥の定義

中国製品質量法第34条

本法が称する「欠陥」とは、人身及び他人の財産の安全に不合理な危険性が存在することを指す。また人体の健康、人身、財産安全の保護に関する国家基準がある場合、国家の基準と合致しないことである。

日本製造物責任法第2条

この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

中国法は米国1965年の不法行為法402A条の定義を取り入れて、「不合理な危険」を強調する。日本法はECの条例の定義を取り入れ、「通常有べき安全性を欠いていること」を強調する。それに中国法は二重の基準で「欠陥」を認定する。米国法の定義以外に、第二の認定基準を設け、人身、財産の安全に関する国家基準、業界基準がある場合、製品がそれと合致しないと、「欠陥」と認める。製品質量の行政管理を十分に考慮すると同時に実務に便宜を与えようとしたものである。ただ、この場合、製品は安全基準と完全に合致するのに、実際に「不合理な危険」を有し、且つ損害をもたらした時に被害者が製造物責任法に基づいて賠償を受けることができない、という問題が残る。

3 賠償義務者

中国民法通則第122条は「製造者」と「販売者」とを規定し、製品質量法は「生産者」と「販売者」に改めている。但し、製品質量法及び他の法律では生産者と販売者を定義していない。

日本製造物責任法第2条第3項は賠償義務者は製造業者と輸入業者とする。

中国法では定義しないものの、解釈によれば、生産者とは販売を目的とする製品の加工、製造並びに自己の氏名、商標、標識を製品につけ、自分が生産者であることを表示する自然人又は法人のことである。法律には輸入業者に触れてなく、不完全と言うべきで、日本法の厳密さに及ばない。他方、日本法には販売者に触れていないが、中国法には生産者のほか、販売者を規定し、被害者の選択権を設定し、生産者に賠償を請求してもよければ、販売者に請求してもよいとしている。勿論、無過失の販売者は生産者に求償できる。被害者の求償権の行使の角度からみれば、中国法は日本法より優れている。

4 責任原則

中国製品質量法第29条

製品の欠陥によって人身、欠陥製品以外の財産に損害を与えた場合、生産者が賠償責任を負う。

さらに、30条では販売者が過失責任を負うことを規定する。

日本製造物法第3条

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引渡後の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてののみ生じたときは、この限りでない。

両国の製造物責任法は製造者（生産者）に対し、無過失責任を定める。これは言うまでもなく、製造物責任法の目的と性質によるものである。

5 賠償範囲

中国製品質量法第29条の規定によれば、賠償範囲は人身損害と欠陥製品以外の財産損害である。日本製造物法第3条によれば、賠償範囲は生命・身体損害と欠陥製造物以外の損害である。言葉の表現には差異があるが内容が一致している。

特に注意したいのは日中両国の立法が財産損害への賠償を個人消費財の範囲に限定しないことである。ECの製造責任の条例第9条(b)項の規定によると、財産損害への賠償は個人消費或は消費という目的の動産に限られている。この

制限は消費者を保護する製造物責任法の目的によって決められたのである。中国と日本の立法は財産損害をこのように限定しておらず、結果として、消費財以外の損害、いわゆる「営業損失」を賠償の範囲内に取り入れた。これによって製造物責任法は消費者の保護という目的から離れることになった。このことは、おそらく立法者のうっかりしたミスだと解釈すべきではなかろう。

6 免責事由

中国製品質量法第29条は3項目を規定する。

- (1)生産者が製品を流通させていない。
- (2)製品流通の時は、未だ欠陥が存じない。
- (3)製品流通の当時、科学技術のレベルが欠陥を発見できる段階に至っていない。

日本製造物責任法第4条は2項目を規定する。

- (1)当該製造物が交付される時、当該製造物の欠陥を認識できない。
- (2)当該製造物が他の製造物の部品或は原材料として使用され、当該欠陥は他の製造物の製造者の指示に基づいて、特別な設計によるもので、かつ欠陥の発見に過失がない。

両国の製造物責任法は「開発危険抗弁」を規定しており、その他に中国法はECの条例第7条の(a)項と(b)項を取り入れて、「流通させていない」と「流通の当時欠陥不存在」という二つの抗弁を規定した。日本法には明文の規定がないが、同様の解釈をとっている。したがって、大きな区別はない。注意してほしいのは、日本法は部品と原材料製造業者の抗弁を規定しているのに対し、中国法は同様の規定がないということである。

7 賠償請求権の時効制限

中国製品質量法第33条、

製品の欠陥による損害への賠償請求訴訟の時効期間は2年とし、その起算は当事者が損害を受けたことを知った時、または知り得べき時からとする。

製品の欠陥による損害への賠償請求権は、損害をもたらした当該欠陥製品がユーザーに交付された時から満10年で失う。但し、明示した安全使用期間を越えない場合は含まれない。

日本法製造物責任法第5条

- (1)損害賠償請求権は被害者またその法定代理人が損害及び賠償義務人を知った時点から3年間行使しないと時効によって消滅する。製造者が交付してから10年を経て、消滅する。

(2)前号後段の期間は身体中に蓄積し、健康を損なう物質による損害、また一定の潜伏期間を経た後現われる症状の損害については、損害発生の中から計算する。

両国の製造物責任法はともに請求権に対する二重の制限を規定し、その一は、普通時効で、中国法は2年で、日本法は3年である。その二は、除斥期間で、ともに10年とした。また、両国は、ともに排除期間の例外を設けた。中国法は「明示した安全使用期間を越えない時は含まれない」ということで、日本法は「健康を損なう物質による損害、また一定の潜伏期間を経た後現われる症状の損害については、損害発生の中から計算する」ということである。私見によれば、この二つの規定はそれぞれ重点を異にするが、日本法が薬品と化学物質による損害を規定する点で、中国法より現実の意義を有する。

5 結 び

上記の主な法律条文を比較して、次のように認識することができる。すなわち、中国法と日本法の条文が、非常に似ているということである。これは、両国の立法がともに米国とECの製造物責任法を参考としたからである。

指摘しなければならないのは、中国法は1993年9月1日に施行してから僅か1年しかたっていないということである。実際にどのような機能を発揮し、長所と短所がどのようなものであるか今だに示されていないので、今後より深い観察と研究を必要とする。